



【お知らせ】

建設業許可申請書等及び不動産業・建設関連業等に係る閲覧について

新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置が解除されたため、令和4年3月24日（木）の閲覧（3月23日電話予約）より取扱いを変更（※変更箇所は朱書き）します。

予約方法

- 予約方法 : 閲覧希望日の前日に電話により予約を受付けます。
- 予約受付時間 : 9 : 30 ~ 16 : 30（12 : 00 ~ 13 : 00を除く）
※より多くの方にご利用いただくため、予約回数は1日1回（1枠のみ）とさせていただきます。
- 申込み先 : 建政部建設産業第一課・二課（閲覧窓口）
電話048（601）3151（代表）

閲覧の運用について（お願い・注意事項）

令和4年3月23日現在

- 来庁、閲覧の際は、マスクの着用及び検温・消毒へのご協力をお願いします。
- 37.5℃以上の発熱・体調不調の方は、閲覧をお控えください。
- 閲覧時間 : 10 : 00 ~ **17 : 00**
閲覧時間枠は次の通りです。
 - ① **10 : 00 ~ 11 : 45** ② **13 : 15 ~ 15 : 00** ③ **15 : 15 ~ 17 : 00**
 - ・ 同一閲覧時間枠の閲覧人数は4名です。
 - ・ 上記①から③の閲覧時間枠毎に同一法人1名までとさせていただきます。
 - ・ 1回あたりの閲覧件数は5件までとし、閲覧終了後は速やかに退室をお願いします。なお、閲覧開始後に追加で閲覧申請を行うことはできません。

注) 本閲覧の運用は、状況に応じて適宜見直しを行う場合があります。